

令和4年4月1日

東浦町立各小中学校長 様

東浦町教育委員会  
教育長 庄子亨  
(公印省略)

台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について（通知）

このことについて、児童生徒の安全を確保するため、各学校において具体的な指導計画を定め、児童生徒、保護者に徹底するようにしてください。

指導計画の作成にあたっては、下記の内容に配慮してください。

記

- 1 児童生徒の登校前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表されている場合
  - (1) 児童生徒の登校について
    - ① 始業時刻2時間前までに警報解除  
→ 平常どおり授業を行う。
    - ② 始業時刻2時間前に警報発令中で、午前11時までに警報解除  
→ 家で昼食を済ませ、午後1時より授業を行う。  
※通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、自宅待機
    - ③ 午前11時に警報発令中  
→ その日は休校とする。
  - (2) 給食について
    - ・6時20分より前に解除された場合は、給食を実施する。
    - ※できる限り前日までに、教育委員会で方針を決定する。
- 2 児童生徒の在校中に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表された場合
  - (1) 児童生徒の下校について
    - 授業を中止し、通学路等の安全を確認した上で下校させる。
    - 小学生は保護者の迎え又は集団で下校する。中学生は集団で下校する。  
※通学路の通行が危険な場合や気象状況により帰宅が困難な場合は、学校待機
  - (2) 給食について
    - ・教育委員会で判断する。
    - ※できる限り前日までに、教育委員会で方針を決定する。

< 担当 >

東浦町教育委員会 学校教育課

主幹兼指導主事 松尾 統央

T E L 0562-83-3111(内線173)

F A X 0562-83-8180

E-mail [matsuo@higashiura.ed.jp](mailto:matsuo@higashiura.ed.jp)

令和4年4月15日

保護者の皆様

東浦町立西部中学校  
校長 鈴木 悟志

令和4年度 台風等異常気象時における児童（生徒）の登下校について

台風等異常気象時における対応について、下記のように定めます。

### 記

#### 1 登校前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表されている場合

| 解除された時刻          |                      |
|------------------|----------------------|
| 6：20以前           | ・平常どおりの授業（給食は実施）     |
| 6：20～<br>11：00まで | ・家で昼食を済ませ、午後1時から授業開始 |
| 11：00以降          | ・休校                  |

#### 2 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表された場合

| 発令された時刻           |   |  |
|-------------------|---|--|
| 8：30まで<br>(始業時刻前) | ・すでに登校した児童（生徒）を、通学路等の安全確認後に下校させる。   | ・発表された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童生徒の安全を確保します。<br>その後、安全が確認でき次第、集団下校させます。（保護者の方のお迎えをお願いすることもあります。） |
| 8：30～<br>13：00    | ・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。（分団等で下校させる。）<br>・発令時刻により、給食を食べずに下校させることもある。 |  |
| 13：00以降           | ・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。（分団等で下校させる。）                                |  |

#### 3 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また、その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の事態が起こった場合は、学校メルマガ等を使って学校から連絡をします。